

第4章 施策・事業の展開

第1節 基本目標1：つながり支え合う地域をつくる

(1) 住民同士の交流の促進

地域共生社会の実現には、すべての市民が助け合う関係性を日頃から構築しておく必要があります。地域福祉の推進は市民同士のつながりが基盤であることから、近所付き合いのみならず、生涯学習・生涯スポーツなどを含む地域活動をきっかけとして、市民同士の交流を支援するとともに、活動団体同士の交流を図り、地域のつながり力の強化を図ります。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① コミュニティカフェの設置運営支援	各町に住民主体で設置するコミュニティカフェの運営支援を行い、定期的に高齢者が集う場所を提供します。生活支援や見守り拠点としての活用を図ります。	高齢者福祉課
② キャリア教育 ⁶ の推進	児童・生徒による老人ホームの訪問や独居高齢者への絵手紙の作成などを通じ、高齢者と子どものふれあいの機会を提供します。感染症対策に配慮しつつ、事業の実施に努めます。	学校教育課
③ コミュニティスクール ⁷ 事業の推進	学校運営協議会の開催により、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進を図ります。	学校教育課
④ 豊後大野市身体障害者福祉協議会補助事業	豊後大野市身体障害者福祉協議会の活動を支援し、障がいのある人の社会参加を進めるとともに、地域の交流の場の創出を図ります。	社会福祉課
⑤ 各町スポーツ振興会事業	各町にスポーツ振興会を設置し、地域住民によるスポーツを通じた交流の場を提供します。	社会教育課
⑥ 食育活動者のつどい	市内で食育に関する活動を行う団体に呼びかけを行い、協議の場を設定することで、それぞれの活動の相互理解やコラボレーションの強化を図ります。	市民生活課

⁶ 子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力・態度の育成を目的とする教育的な働きかけのこと。

⁷ 学校と保護者・地域の人と一緒に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための取り組み。

施策・事業	概要	担当部署
⑦ 地域交流促進事業	農作物の収穫体験など、児童館児童と地域住民の交流事業を通じて、地域住民と児童の交流を図ります。また、交流促進講座の開催により、地域住民相互の交流促進を図ります。	人権・部落差別 解消推進課
⑧ 市民提案型協働のまちづくり活動推進事業の実施	市民活動団体等のアイデアやノウハウ等を生かし、住民主体による地域課題の解決を支援するため、その活動にかかる費用に対して補助を行います。補助金交付要綱や募集要項の改正を柔軟に行い、よりまちづくり団体が活動しやすい支援を提供します。	まちづくり 推進課
⑨ 地域振興協議会 ⁸ の設立推進	旧小学校区など地縁的なまとまりを持つ複数の行政区を単位とした地域振興協議会の設立支援を行います。また、地域活動を担う地域支援員の育成支援など、特色ある地域づくりに向けた後方支援を行います。	まちづくり 推進課
⑩ 老人クラブへの支援	老人クラブが組織の団結力を高め魅力ある活動を行うための各種事業に対し、今後も社会福祉協議会と連携し支援します。	高齢者福祉課

(2) ボランティア団体等の育成

地域の課題や市民のニーズに対して取り組むボランティアは、今や地域福祉の担い手として不可欠な存在です。しかし、構成員の高齢化を課題に挙げる団体が多く、人口減少と少子高齢化が進行する中で、担い手不足の課題は深刻化しています。

ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアに関心がある人の参加を促せるよう、様々な方法（SNS等）を活用した活動の情報発信や参加機会の提供の仕組みづくりに努めます。

また、個人ボランティアやボランティア団体が交流等を行い、地域で連携した活動ができるよう、豊後大野市ボランティア連絡協議会や豊後大野市社会福祉協議会及び行政の関係機関と連携した人材の育成を図っていきます。

⁸ 旧小学校区等を中心に集まり、特色ある地域づくりに取り組む団体。市内では7団体設立されている。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 食生活改善推進協議会・食生活改善指導者講習会の開催	食生活改善推進員の役員を対象に年4回研修会を実施し、各地域での食育推進活動をサポートします。 また、食生活改善指導者講習会を毎年開催し、食生活改善推進員を育成します。	市民生活課
② 愛育会員養成講習会の開催	子どもの健やかな成長と安心な暮らしを支援するボランティア団体である愛育会の会員を養成します。	市民生活課
③ ファミリー・サポート・センター ⁹ 事業	子育てをサポートしてほしい保護者（よろしく会員）と子育ての手伝いができる人（まかせて会員）のマッチングを行い、地域全体で子育てを支援する機運を醸成します。よろしく会員とまかせて会員の確保を図ります。	子育て支援課
④ スクールガード ¹⁰ 事業の実施	児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう、学校や周辺地域を見回るボランティアの確保と活動支援を行います。	学校教育課
⑤ いきいき生活応援隊員養成講座	高齢者の生活支援や介護予防事業に参加するボランティアを養成します。「支える」側としての活動を通じて、介護予防につなげていきます。	高齢者福祉課
⑥ 認知症サポーター養成講座	市民や小中学生、事業所を対象とする認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症の人の見守り・支援体制を強化していきます。	高齢者福祉課
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の生活課題や関連する福祉制度に関して理解を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する研修を行います。	社会福祉課
⑧ ジオパーク ¹¹ 活動の推進	ジオサイトの環境美化・保全を行うジオパークガイドの育成を図ります。	商工観光課

⁹ 地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

¹⁰ 子どもたちを不審者から守ることを目的に、登下校時において見守りをするボランティア。

¹¹ 「地球・大地（Geo）」と「公園（Park）」を組み合わせた言葉で、地球を学び、丸ごと楽しむことができる場所のこと。豊後大野市全域が日本ジオパーク委員会の審査を経て「おおいた豊後大野ジオパーク」として認定されている。

(3) 福祉教育の推進

社会情勢の変化に伴い、福祉課題の複雑化・多様化が進んでいます。また、グローバル化¹²の進行などを契機として、人々の意識やライフスタイルも大きく変容しており、これまで以上に多様な価値観や文化の共存が求められるようになっていきます。

すべての人が等しく違うことを認識し、互いに尊重しながら自分らしく生きることのできる社会の構築を図るため、福祉教育を推進します。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 理解促進研修・啓発事業	学校や地域において障がい福祉教室を開催し、障がいそのものや障がいのある人への理解の促進を図ります。	社会福祉課
② 認知症サポーター養成講座【再掲】	市民や小中学生、事業所を対象とする認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症の人の見守り・支援体制を強化していきます。	高齢者福祉課
③ 人権啓発事業	人権講演会や講座を開催し、お互いの人権を尊重し明るく住みよい地域づくりを推進します。また、各町の地域人権教育・啓発推進協議会や各種団体・企業等との連携を強化します。	人権・部落差別解消推進課
④ 啓発事業	隣保館主催の人権講座や隣保館利用者を対象とするミニ人権講座を開催するなど、地域に根差した啓発事業の推進を図ります。	人権・部落差別解消推進課



人権学習学級講座



豊肥地区解放文化祭

¹² 社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象のこと。

施策・事業	概要	担当部署
⑤ 人権を学ぶ子ども会の開催	市内の児童・生徒を対象として、放課後の時間帯に人権学習を行い、差別を見抜き、解消するための実践力の育成を図ります。	社会教育課
⑥ 豊肥地区解放文化祭の開催	部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、竹田市と合同で豊肥地区解放文化祭を開催し、多くの人に人権の大切さを伝える場を提供します。	社会教育課
⑦ 人権・部落差別解消教育研究大会の開催	学校教育や社会教育・啓発の現場における人権・部落差別解消教育と啓発の取り組みについて相互に発表を行い、一人ひとりが尊重されるまちづくりを目指します。	社会教育課



人権・部落差別解消教育研究大会

第2節 基本目標2：安心して暮らせる地域をつくる

(1) 災害対策の強化・バリアフリーの推進

近年地震や台風など、様々な大規模災害が発生しています。災害を防ぐための取り組みはもちろんのこと、被害を減らし、復旧を早められるような取り組みが求められます。ハザードマップや防災ガイドブック等の配布等、広く市民が災害リスクを理解し、適切な準備や避難行動を取れるよう、正しい知識の周知・啓発を図ります。このほか、高齢者や障がい者など、災害時において支援を必要とする人を把握し、避難行動要支援者個別避難計画を策定し、周囲の住民等による支援体制を事前に構築します。

また、「バリアフリー¹³⁾」の推進には、障がいの有無や年齢などに関係なく、すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出に向けた、ソフト・ハード両面からの整備が必要です。「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律（バリアフリー新法）」の趣旨や内容を踏まえた対策を図るとともに、情報提供などのソフト面からもバリアフリー化を図っていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① ハザードマップや防災ガイドブック等の作成と配布	土砂災害等の危険性や避難場所、避難方向を記載した土砂災害ハザードマップや防災ガイドブック等を作成し、市民に配布します。	総務課
② 避難所の確保と充実	適宜避難所及び備蓄の見直しを行い、発災時においても安全に避難生活を送ることのできる避難所を整備していきます。感染症対策にも配慮しつつ、支援を必要とする人にも配慮した避難所運営体制とします。	総務課
③ 自主防災組織 ¹⁴⁾ の活動支援	防災訓練や防災資機材の購入に対し補助金を交付し、防災活動の促進を図ります。	総務課
④ 福祉避難所 ¹⁵⁾ の確保	事業所と協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。	社会福祉課

¹³⁾ 多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。

¹⁴⁾ 災害対策基本法第5条2に規定されている、地域住民による任意の防災組織。

¹⁵⁾ 災害時において、一般の避難所では生活に支障のある高齢者や障がい者、妊婦などが過ごせるように整備された避難所。

施策・事業	概要	担当部署
⑤ 避難行動要支援者 ¹⁶ 個別避難計画の策定 ★新規	発災時において、避難行動要支援者への支援が迅速かつ確に提供できるよう、避難行動要支援者個別避難計画の策定を推進するとともに、避難支援関係者への情報提供を図ります。	社会福祉課
⑥ 市Webサイトのバリアフリー化	市のWebサイトにおいて、文字の拡大機能や背景色の変更機能、読み上げ機能などを引き続き提供し、誰もが見やすくわかりやすいコンテンツの配信に努めます。	総務課
⑦ 障がいのある人などに配慮した図書の整備	豊後大野市図書館において、バリアフリー図書（点字図書、LLブック ¹⁷ 、デージー図書 ¹⁸ ）を配架します。	社会教育課
⑧ 施設におけるバリアフリー化の推進	市内の施設・設備について、長期的な利用が見込まれるものについては、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン¹⁹の採用を積極的に検討します。年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が使いやすい施設・設備を整備します。 また、乳幼児連れの家族が施設を利用しやすいよう、授乳スペースの確保やオムツ替えシートの設置などを進めます。	関係各課



防災訓練（炊き出し訓練）



防災訓練（段ボールベッド作成）

¹⁶ 高齢者や障がい者など、災害時において避難行動や避難所での生活が困難な人。

¹⁷ 誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい書籍」のこと。

¹⁸ 視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人が利用しやすい電子書籍の国際標準規格を満たした書籍のこと。

¹⁹ 文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計あるいはその実現のためのプロセスのこと。

(2) 地域防犯・交通安全対策の強化

安心して日常生活を送るためには、心身や財産等の安全性が確保された環境が不可欠です。警察庁「令和2年の犯罪情勢」によると、全国的に犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の認知件数は依然として高い水準にあり、犯行手口の多様化・巧妙化も見られています。サイバー犯罪²⁰の検挙数も増加傾向にあることなどから、市民一人ひとりが普段の生活の中で、トラブルに巻き込まれることのないよう、正しい対応を取るための意識啓発を図っていくことはもちろんのこと、地域による見守りを通じた犯罪の抑止に努める必要があります。

また、移動手段の多くを自動車に依存する本市においては、安全に通行できる道路環境の維持は市民の日々の安心を創出するために不可欠な取り組みの一つです。交通事故の抑制のため歩行者保護を基本とした取り組みを地域と一体となって進めていきます。

さらに、移動手段の確保は高齢化の進む本市において、その重要性は今後とも増していくものと予想されます。日常生活に必要な移動手段を市民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 消費者被害予防のための啓発講座の開催	市の消費生活相談員が、地域の老人クラブ、市民後見人、生活支援サポーターを対象として消費者被害の予防意識の啓発講座を行います。	商工観光課
② 市内一巡パトロールの実施とパトロール隊員の確保	市内の安全安心パトロール隊による防犯活動を引き続き支援します。安全安心パトロール隊員の確保を図っていきます。	総務課
③ 地域防犯の啓発広報活動の実施	警察や防犯協会と連携し、毎年11月に市内一巡の啓発広報活動を実施します。	総務課
④ 安全で住みよいまちづくり推進大会の開催	交通安全並びに地域安全に対する意識を高め、各種交通安全及び防犯運動の周知徹底を図ります。	総務課
⑤ 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入補助	高齢者のみ世帯を対象に、特殊詐欺等被害防止付き電話機の購入費用について補助します。	総務課
⑥ 交通安全教室の実施	警察や交通安全協会と連携し、市内保育園・幼稚園、小学校で交通安全教室を開催します。また、地区の老人クラブやサロン等において、交通安全講話を開催します。	総務課

²⁰ コンピュータやインターネットを悪用した犯罪。

施策・事業	概要	担当部署
⑦ 通学路交通安全プログラム ²¹ に基づく通学路点検	通学路交通安全プログラムに基づき、学校や保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。また、対策が必要と判断された箇所については、具体的な実施メニューを検討し、必要な対策を講じます。	学校教育課
⑧ LED防犯灯設置事業	安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、自治会が設置・維持管理する防犯灯の設置にかかる費用に対し、補助します。	総務課
⑨ コミュニティバス ²² 運行計画の見直し	利用状況に応じた運行計画の見直しを行うことで、利用者の利便性の向上を図ります。	まちづくり推進課



消費者被害予防のための啓発講座



通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検

²¹ 通学路の安全確保に関する取り組みの基本方針。

²² 地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。

(3) 権利擁護施策の充実

高齢化の進行に伴い、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人は全国的に増加傾向が続いています。障がいや認知症等により、自らの権利や財産を自分で守ることが難しい人も増えており、成年後見制度²³や日常生活自立支援事業²⁴など、認知・判断能力が十分でない人の権利を守るための制度の重要性が高まっています。国は、平成28年5月に「成年後見制度利用促進に関する法律」を施行し、市町村に対して成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務とし、制度の利用を促すことを求めています。

本市においては、社会福祉協議会に委託して「豊後大野市成年後見支援センター」を設置しており、市民の権利擁護²⁵に関する相談を受け付けているほか、市民の権利や財産を守るための制度の利用に向けた手続等の支援を行っています。成年後見支援センターを含む地域連携ネットワークにおいて、すべての人が最後まで住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを権利擁護の観点から進めていきます。

また、すべての市民があらゆる虐待を受けることのないよう、広く市民に向けて虐待に関する周知・啓発を行うほか、虐待が疑われるケースの早期発見・早期介入に努めます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 成年後見支援センター委託事業	社会福祉協議会に委託して成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進のための広報・啓発活動、相談、利用支援・後見人支援など、広く権利擁護に関する取り組みを行います。中核機関としての機能強化を図り、制度の利用が必要な人の把握に努め、必要なサービスの円滑な利用開始につなげます。	高齢者福祉課 社会福祉課

²³ 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない人を保護するための制度。豊後大野市では社会福祉協議会が提供する「あんしんサポート事業」のこと。

²⁴ 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

²⁵ 認知症や知的障がい、精神障がいなどのある高齢者や障がい者が有する権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

施策・事業	概要	担当部署
② 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な人が、本人や親族申立を行うことができない場合は、市長申立を行います。制度の利用にかかる費用への助成については、要件の拡大についても検討します。	高齢者福祉課 社会福祉課
③ 日常生活自立支援事業の周知拡大と利用支援	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を図り、制度を必要とする人が利用できるよう支援します。	社会福祉課
④ 要保護児童対策地域協議会 ²⁶ の設置	要保護児童・要支援児童及びその保護者、特定妊婦に関する情報を共有します。児童相談所や関係機関・団体等と連携し、虐待が疑われるケースの共有や早期対応・適切な介入を行います。	子育て支援課
⑤ DV ²⁷ 等の暴力の防止と早期対応	配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪等あらゆる暴力の根絶に向けて、相談体制を充実するほか、被害者に対する支援体制を強化します。	人権・部落差別 解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課

²⁶ 児童福祉法第25の2に規定される、要保護児童等への適切な支援を図る組織。

²⁷ Domestic Violence の略。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。

施策・事業	概要	担当部署
⑥ 高齢者虐待の防止と 早期対応	地域包括支援センターの権利擁護相談窓口を強化し、高齢者虐待の通報・相談等に対し、各種関係機関と連携し、早期発見・問題解決を図ります。 また、ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関、警察、民生委員等により構成される高齢者虐待防止ネットワーク連絡会による困難事例などの事例検討会を開催します。	高齢者福祉課
⑦ 障がい者虐待の防止 と早期対応	障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携及び情報共有を行い、障がいのある人への虐待の早期発見と早期対応を図ります。	社会福祉課
⑧ ヤングケアラーへの 対応 ★新規	大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）が発見された場合、関係機関と連携し、適切な実態把握及び支援を行います。	子育て支援課 学校教育課

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

資料：厚生労働省 Web サイト

(4) 犯罪被害者への支援と再犯防止に向けた地域づくり

全国的に見ても、刑法犯²⁸認知件数は減少傾向が続いていますが、再犯者数は微減にとどまっているほか、再犯者率で見ると上昇傾向が続いており、犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっていることがうかがえる結果となっています。犯歴のある人の多くは、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、立ち直りに向けた息の長い支援が必要です。

本市では、「豊後大野市再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定し、再犯者への総合的な支援とその体制づくりを進めるとともに、犯罪被害者やその家族に寄り添った支援の提供を図っていきます²⁹。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 市内一巡パトロールの実施とパトロール隊員の確保【再掲】	市内の安全安心パトロール隊による防犯活動を引き続き支援します。安全安心パトロール隊員の確保を図っていきます。	総務課
② 地域防犯の啓発広報活動の実施【再掲】	警察や防犯協会と連携し、毎年11月に市内一巡の啓発広報活動を実施します。	総務課
③ LED防犯灯設置事業【再掲】	安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、自治会が設置・維持管理する防犯灯の設置にかかる費用に対し、補助します。	総務課
④ 就労・住居・福祉など支援の内容に応じた連携体制の構築	就労・住居の確保のための取り組みや、保健医療・福祉サービスの利用について、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課
⑤ 犯罪被害者等支援事業	豊後大野市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者やその家族、遺族に対し犯罪被害者等見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 また、犯罪被害者等の各種相談に応じます。	総務課

²⁸ 刑法及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

²⁹ 「豊後大野市再犯防止推進計画」の詳細は第7章に記載されている。

施策・事業	概要	担当部署
⑥ 社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える社会を目指して、毎年7月を中心に社会を明るくする運動を推進します。	人権・部落差別解消推進課
⑦ 更生保護 ³⁰ 関係団体との連携と活動支援	保護司会 ³¹ 、更生保護女性会 ³² 、協力雇用主会 ³³ 、BBS会 ³⁴ 等と連携した取り組みを進め、その活動を支援します。	人権・部落差別解消推進課



地域防犯の啓発広報活動



社会を明るくする運動（啓発グッズの配布）

³⁰ 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

³¹ 「保護司」とは、犯罪や非行をして保護観察を受けることになった人の生活を見守り、立ち直りを支援する法務大臣から委嘱された民間ボランティアのこと。

³² 女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもの健全育成のための支援活動を行うボランティア。

³³ 「協力雇用主」とは、犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主のこと。

³⁴ 兄や姉のように身近な立場で接することで少年の成長を助ける青年ボランティア団体（Big Brothers and Sisters Movement の略）。

第3節 基本目標3：自分らしく暮らせる地域をつくる

(1) 健康増進と自殺対策の強化

「健康」であることは、すべての人の願いであり、平成14年に制定された「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、「国民の責務」でもあるとされています。かつては結核などの感染症が疾病の中心となっていました。現在では衛生環境の向上や医療の高度化によって、脳卒中、心筋梗塞、悪性腫瘍などの生活習慣を要因の一つとする生活習慣病が死因のトップ3を占めています。すべての市民が健やかに暮らすことができるよう、個人と社会がともに健康への意識を持って取り組んでいく必要があります。

また、身体のみならず、こころの健康づくりにも努めていく必要があります。日本は長きにわたり、世界でも有数の自殺大国であり、平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、地域レベルの実践的な取り組みへの支援の強化が図られるなど、自殺を社会全体の課題として捉え、地域における自殺の予防の重要性が認識されています。本市においても、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 健康づくりに関する情報の周知	第2次豊後大野市健康づくり計画と連動し、市民の主体的な健康づくりを支援するための取り組みについて広報、Webサイト等を利用して周知します。	市民生活課
② 食生活改善推進協議会・食生活改善指導者講習会の開催【再掲】	食生活改善推進員の役員を対象に年4回研修会を実施し、各地域での食育推進活動をサポートします。 また、食生活改善指導者講習会を毎年開催し、食生活改善推進員を育成します。	市民生活課
③ 特定健康診査・がん検診等の実施	生活習慣病等の早期発見と重症化予防のため、健診（検診）の機会を提供します。	市民生活課
④ 健康相談の実施	保健師、栄養士、歯科衛生士が市民の健康相談に応じます。	市民生活課
⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業を、介護保険の地域支援事業や、国民健康保険の保健事業と一体的に実施していきます。	市民生活課

施策・事業	概要	担当部署
⑥ ゲートキーパー ³⁵ の養成	周囲の人の異変に気づき、声かけや傾聴、適切な支援窓口への誘導ができるゲートキーパーを養成します。	市民生活課
⑦ こころの相談会の開催	毎月1回、臨床心理士による無料の相談会を開催し、市民が不安をひとりで抱え込むことのないよう支援します。	市民生活課
⑧ こころのホットラインの開設	こころの相談専用電話を開設し、市民の相談に応じます。	市民生活課
⑨ 断酒会・ひまわり会等の開催によるアルコール依存症家族への支援	アルコール依存症に悩む本人及びその家族が集まり、不安や悩みを話し合う場を提供し、困難を乗り越えるための後方支援を行います。	市民生活課
⑩ 感染症対策の継続的な実施	予防接種事業をはじめとした感染症対策に取り組みます。	市民生活課

(2) 安心して子育てできる環境づくり

次世代を担う子どもの減少は、地域活力の低下の要因の一つとなっています。子どもが健やかに育ち、地域を担う人材として活躍できるような地域をつくっていくことが求められています。また、核家族化やプライバシー意識の高まりなど、ライフスタイルの変化に伴い、子育ての当事者である保護者の多くが、金銭的・時間的・心理的な負担が高い状態に置かれています。子育てを社会全体で支える意識を醸成し、子育てしやすい地域づくりを進めていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 保育サービスの充実	延長保育事業や病児・病後児保育事業など、保護者の就労形態の多様化やライフスタイルの多様化に対応した保育サービスの確保・充実に努めます。	子育て支援課
② 子育て短期支援事業の実施	家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間養育・保護を行うことで、児童とその家庭の福祉の向上を図ります。引き続き事業実施場所の確保に努めます。	子育て支援課

³⁵ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

施策・事業	概要	担当部署
③ 地域子育て支援拠点事業の強化	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場を提供し、子育て家庭の孤立感を軽減します。連携型地域子育て支援拠点の併設により、親子が集う場の拡大を図るとともに、事業の認知度拡大に努めます。	子育て支援課
④ 放課後児童健全育成事業の実施	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等における適切な活動の場を提供します。放課後児童支援員の確保及びその質の向上に努めます。	子育て支援課
⑤ ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育てをサポートしてほしい保護者（よろしく会員）と子育ての手伝いができる人（まかせて会員）のマッチングを行い、地域全体で子育てを支援する機運を醸成します。よろしく会員とまかせて会員の確保を図ります。	子育て支援課
⑥ 子どもの居場所づくり推進事業	地域の子どもやその保護者に対し、食事の提供や学習支援、体験活動等を実施する子どもの居場所づくり（子ども食堂等）に取り組む地域団体等を支援します。	子育て支援課
⑦ 愛育会員養成講習会の開催【再掲】	子どもの健やかな成長と安心な暮らしを支援するボランティア団体である愛育会の会員を養成します。	市民生活課
⑧ スクールガード事業の実施【再掲】	児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう、学校や周辺地域を見回るボランティアの確保と活動支援を行います。	学校教育課
⑨ 学校における相談支援体制の充実	スクールソーシャルワーカー ³⁶ を配置し、いじめや不登校などの生徒指導上の問題の解決を図ります。	学校教育課
⑩ 教育支援センターかじかの機能強化	不登校児童及びその家庭への訪問支援を行う教育支援センターかじかの機能強化を図ります。	学校教育課
⑪ 子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の児童・生徒を対象に登録学習ボランティアを派遣し、良好な学習習慣や生活習慣を身に付けるための支援を行います。	社会福祉課

³⁶ 問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人。

(3) 高齢者の生活支援と介護予防の推進

医療の発達や衛生環境の改善により、日本人の平均寿命は令和2年時点で女性87.74歳、男性81.64歳³⁷と過去最高を更新し続けており、世界的にも有数の長寿の国となっています。国でも「人生100年時代」を見据えた社会の在り方が議論され始めているほか、令和7年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となるため、今後急増する介護福祉サービスのニーズへの対応が急務となっています。介護福祉サービスの確保を図っていくのみならず、健康増進施策と介護予防事業の連動を強化していくことによる健康寿命の延伸が必要です。

住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる社会の構築に向けては、「地域包括ケアシステム」の推進・深化を引き続き図っていきます。現役世代では会社以外の人間関係が希薄なケースが全国的に多く、地域活動への参画に心理的なハードルを感じている人も多いことから、地域活動を広く周知していくことはもちろんのこと、積極的に参加しやすい活動を推進していきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 元気の出る体操教室の開催	地区公民館を会場に、介護予防体操を週1回行うモデル事業を実施します。	高齢者福祉課
② 元気が出る脳活教室の開催	物忘れが気になる人を対象に、MCI ³⁸ を早期に発見し、記憶力の向上を目指すプログラムを行う教室を開催します。	高齢者福祉課
③ 生活支援体制整備事業の実施	住民が情報収集や情報交換を行う場である協議体を設置し、多様な日常生活上の支援体制の強化及び高齢者の社会参加の推進に取り組みます。	高齢者福祉課



元気の出る体操教室



元気が出る脳活教室

³⁷ 厚生労働省「令和2年簡易生命表」

³⁸ 軽度認知障害のこと。

施策・事業	概要	担当部署
④ 在宅医療・介護連携の強化	「たとえ認知症や要介護状態になったとしても、幸福や尊厳、希望などの生きがいを見出すことができ、自らが望む場所において、看取りまでの療養生活を選択できるまち」を目指し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制を強化する取り組みを実施します。	高齢者福祉課
⑤ 認知症カフェの開催	認知症者とその家族だけでなく、地域で認知症者とその家族を支える人が集まり、認知症等に対する正しい理解を深め、交流を図る機会を提供します。今後は後期高齢者の急増が見込まれることから、認知症カフェの拡大と参加者の増加を図ります。	高齢者福祉課
⑥ 配食サービス	高齢者単身世帯及び高齢者のみ世帯等を対象に、居宅に栄養バランスの取れた食事を配達するとともに、安否確認と見守りを行います。	高齢者福祉課
⑦ 緊急通報装置の貸与	高齢者単身世帯等に対し、緊急通報装置を貸与し、急な事故などへの対応や不安感の緩和を図ります。	高齢者福祉課
⑧ 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入補助【再掲】	高齢者のみ世帯を対象に、特殊詐欺等被害防止付き電話機の購入費用について補助します。	総務課



在宅医療・介護連携推進事業
の多職種研修会

(4) 障がい福祉の充実

「障害者総合支援法」には、障がいのある人が住み慣れた地域で可能な限り必要な支援を受けられるようにすること、社会参加の機会の確保などが基本理念として定められています。

本市でも、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、必要なサービス提供に努めていますが、今後も利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めるとともに、障がいあるいは障がいのある人への理解を市全体で深めていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 障害者相談支援の充実	市内の障害者相談支援事業所と連携し、利用者一人ひとりの希望や生活状況等に合ったサービス等利用計画を作成します。	社会福祉課
② 障害福祉サービスの充実	市内外の障害福祉サービス事業者と連携し、各種サービスの確保及び質の向上を図ります。	社会福祉課
③ 地域生活支援拠点等の整備	障がいの重度化や障がい者の高齢化、「親亡き後」を見据え、地域全体で障がいのある人を支える居住支援を含めたサービス提供体制の構築を図ります。	社会福祉課
④ 障がい者の就労支援	就労継続支援 A 型・B 型 ³⁹ 事業所と協力しながら、就労希望のある障がい者の就労支援を行います。	社会福祉課
⑤ 障がい者による地域活動への参加支援	障がい者や障がい者団体等が行うスポーツ・文化・レクリエーション活動の活性化を支援するとともに、活動・発表の場の確保を図ります。 また、市主催の各種行事、子ども会、地域ボランティア活動等に障がい者の参加を促進するため、手話通訳者を派遣するなど、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。	社会福祉課
⑥ 幼児精密健診事業	育児支援・発達障害の早期発見のため、必要な支援・相談を行います。子どもの成長発達に関する親の理解を深め、一貫した支援体制に努めます。	子育て支援課

³⁹ 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、仕事やその他の活動を通じて、その知識および能力の向上を目指すもの。

（５）生活困窮者の自立支援等

平成27年４月より、生活困窮者自立支援制度が開始されました。これは、仕事や生活の困り事を抱えた人に対し、それぞれの支援プランを作成し、専門の支援員が専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行う制度です。令和元年末から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の影響により、減収者や失業者が急増していることもあり、こうした社会的支援を必要とする人は増えていく可能性もあります。

困り事を抱えた人は複数の課題を抱えている場合もあり、一つの制度だけでは対処しにくいこともあります。ヤングケアラーやダブルケア⁴⁰となっている人、引きこもりにある人やその家族など、制度の狭間で悩みを抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、地域を含めた包括的な支援体制の構築を進めます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するための相談窓口を設置しており、8050問題 ⁴¹ など、複雑化するケースにも対応できるよう、社会福祉協議会等の関係機関とも情報共有を行いながら、適切な支援提供に努めます。	社会福祉課
② 家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、自身で家計を管理する力を高め、早期の生活再建を支援します。	社会福祉課
③ 就労準備支援事業	引きこもり状態にある人を含めた、就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一定の期間を設けて就労に必要な知識及び能力の向上を図る訓練の機会を提供します。	社会福祉課

⁴⁰ 晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある人（世帯）が親の介護も同時に担う状態となっていること。

⁴¹ 中高年によるひきこもりとその親の高齢化に関連する社会課題。80代の親が50代のひきこもりを支える構図を象徴して名付けられている。

施策・事業	概要	担当部署
④ 子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮世帯の児童・生徒を対象に登録学習ボランティアを派遣し、良好な学習習慣や生活習慣を身に付けるための支援を行います。	社会福祉課
⑤ 子どもの居場所づくり推進事業【再掲】	地域の子どもやその保護者に対し、食事の提供や学習支援、体験活動等を実施する子どもの居場所づくり（子ども食堂等）に取り組む地域団体等を支援します。	子育て支援課
⑥ ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援が受けられるよう、相談窓口の機能強化を図ります。	子育て支援課
⑦ ヤングケアラーへの対応【再掲】 ★新規	大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもが発見された場合、関係機関と連携し、適切な実態把握及び支援を行います。	子育て支援課 学校教育課
⑧ 居住環境の安定的な提供	高齢者や子育て世帯、低所得者等が安定した生活を送ることができるよう、市営住宅を提供します。	建設課

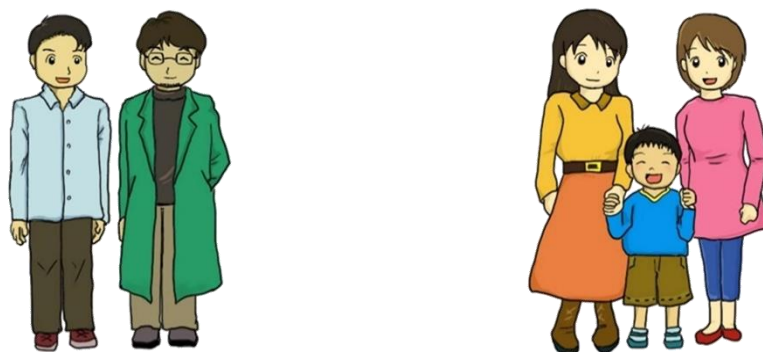


(6) 人権教育・啓発の推進

従来、人権問題は主に国家と市民の間の問題と考えられてきましたが、SDGs⁴²やダイバーシティ⁴³、ソーシャル・インクルージョン⁴⁴などの概念の広がりとともに、社会を構成する市民、企業や団体、国家等あらゆる主体が相互に一人ひとりの多様性を重視・尊重することが求められています。また、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題の解消は、地域住民にとって重要な地域生活・福祉課題であり、すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、家庭や地域、学校、職場等のあらゆる機会において人権教育・啓発を行います。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 男女共同参画社会啓発事業	男女共同参画社会の実現に向けて、講座・講演会の開催や「市報ぶんどおの」、広報紙、Webサイトを活用した啓発活動を引き続き行います。 また、性的マイノリティ⁴⁵など様々な困難を抱える市民への理解推進と支援を関係機関と連携して実施します。	人権・部落差別解消推進課



豊後大野市では、人権尊重社会を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に取り組めます。

⁴² Sustainable Development Goals の略称。「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標。

⁴³ 「多様性」を意味する言葉で、年齢や性別、人種、宗教、趣味嗜好など、様々な属性を持つ人が存在し、集まることを指す。

⁴⁴ 「社会的包摂」と訳される。「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」概念を指す。

⁴⁵ 何らかの意味で「性」の在り方が多数派と異なる人。

施策・事業	概要	担当部署
② 女性の活躍推進	固定的性別役割分担意識 ⁴⁶ の解消に向け、政策・方針決定における女性の参画を促していくため、審議会等における女性登用率や女性管理職比率の改善を図ります。	人権・部落差別 解消推進課
③ DV等の暴力の防止 と早期対応【再掲】	配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪等あらゆる暴力の根絶に向けて、相談体制を充実するほか、被害者に対する支援体制を強化します。	人権・部落差別 解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課
④ 人権相談事業	相談者が悩んでいる問題を解決するための情報提供などの手助けや、専門機関に取り次ぐなどの支援を行います。 また、県主催の研修への参加等を通じ、相談に従事する職員の資質向上を図ります。	人権・部落差別 解消推進課
⑤ 人権啓発事業【再掲】	人権講演会や講座を開催し、お互いの人権を尊重し明るく住みよい地域づくりを推進します。また、各町の地域人権教育・啓発推進協議会や各種団体・企業等との連携を強化します。	人権・部落差別 解消推進課
⑥ 啓発事業【再掲】	隣保館主催の人権講座や隣保館利用者を対象とするミニ人権講座を開催するなど、地域に根差した啓発事業の推進を図ります。	人権・部落差別 解消推進課



男女共同参画イベント



男女共同参画研修

⁴⁶ 男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

施策・事業	概要	担当部署
⑦ 人権に関する広報活動	「市報ぶんごおおの」や「隣保館だより」、Webサイト、ケーブルテレビ等を活用した広報活動を行います。	人権・部落差別解消推進課
⑧ 人権を学ぶ子ども会の開催【再掲】	市内の児童・生徒を対象として、放課後の時間帯に人権学習を行い、差別を見抜き、解消するための実践力の育成を図ります。	社会教育課
⑨ 人権学級講座の開催	公民館において、人権学級講座を継続的に開催します。	社会教育課
⑩ 豊肥地区解放文化祭の開催【再掲】	部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、竹田市と合同で豊肥地区解放文化祭を開催し、多くの人に人権の大切さを伝える場を提供します。	社会教育課
⑪ 人権・部落差別解消教育研究大会の開催【再掲】	学校教育や社会教育・啓発の現場における人権・部落差別解消教育と啓発の取り組みについて相互に発表を行い、一人ひとりが尊重されるまちづくりを目指します。	社会教育課



中学生を対象とした人権講演会

第4節 基本目標4：地域福祉のネットワークを強化する

(1) 福祉情報の充実と相談支援体制の強化

地域福祉は、住民や団体・事業者と行政が一体となって推進していくものであり、地域に暮らし、活動するすべての主体の積極的なアクションや関与が不可欠です。

福祉分野に限らず、まちづくりに関する情報が広く周知され、市民に共有されるよう、広報や各種ガイドブックの発行、Webサイト等による発信を継続していきます。制度の改正等があった場合など、サービス利用者に大幅な影響が生じる可能性があるものは、速やかかつ正確な情報提供を図ります。

また、困り事を抱えた人が複数の課題を抱えている場合には、地域による支えや支援機関の連携なしには十分な支援を提供できないこともあります。制度の狭間で悩み事を抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 広報やWebサイトによる情報提供	各種福祉サービス等に関する記事を「市報ぶんどおの」や市公式Webサイトに掲載し、広く市民に周知します。市公式Webサイトは適宜見直しを行い、よりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインを意識した改修を行います。	総務課
② 電子母子手帳アプリ「母子モ」の活用 ★新規	電子母子手帳アプリ「母子モ」を通じて、子育て世代を対象とする様々な支援や各種施策に関する情報を周知します。	子育て支援課
③ 「にじいろ豊後大野福祉ガイドブック」の活用	障がい福祉事業所連絡協議会が作成した「にじいろ豊後大野福祉ガイドブック」を活用し、支援を必要とする市民に配布します。	社会福祉課



施策・事業	概要	担当部署
④ 利用者支援事業 ⁴⁷ (特定型・母子保健型)の実施	保健師等による相談支援を通じ、身近な地域で母子保健や育児に関する様々な悩みに対応できる支援体制を提供します。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・福祉の関係機関に対しても本事業の周知を図るとともに、その連携を強化していきます。	子育て支援課
⑤ 障害者相談支援の充実【再掲】	市内の障害者相談支援事業所と連携し、利用者一人ひとりの希望や生活状況等に合ったサービス等利用計画を作成します。	社会福祉課
⑥ 隣保館における相談事業の実施	隣保館が福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たすことができるよう、生活上の課題や人権に関する相談支援を行います。	人権・部落差別解消推進課



豊後大野市のママ＆パパへ
大分県の子育て情報も配信中国！

利用料金
無料！

妊娠から出産、子育てまでをフルサポート
豊後大野市子育てアプリ
「きらきら☆ぼし☆」

豊後大野市が提供するアプリなので安心！
豊後大野市の子育てに必要な情報を一冊でチェックできます。
日々の記録で、大切な思い出の保存、子育てのスケジュール管理など、
これらの子育てに役立つ機能が満載！ 無料、妊婦の手帳と併せてお持ちください。

こんなお悩みを解決するアプリです！

- 子どもの成長や、一歩一歩のイベントを大切に記録したい
- 妊娠中の生活の記録や、産後の生活の記録を、自分だけの記録として残したい
- これから必要になる産後や、産後の生活の記録を、子育てのイベントを、記録に残したい
- 子育ての記録を、記録に残したい

アプリストアからダウンロードして、カンタン登録！

Web版はこちら
URL <https://www.mohh.jp>

豊後大野市子育てアプリ「きらきら☆ぼし☆」



予防接種も！ 成長記録も！ 街の育児情報も！
地域とつながる、安心の子育てアプリです

お子さまの成長をカンタンに記録！
日々の出来事も大切な思い出として残せます。

日々の思い出を楽しく記録！
お気に入りのイベントを撮影して、写真とコメント付きで記録できます。日々の出来事を思い出として残せます。

妊娠中の記録をグラフで確認！
お母さんや赤ちゃんの体重が自動でグラフになり、簡単に変化を確認できます。また、産前に医師の検診のメッセージも表示され、今日の状況がわかります。

家族みんなで共有できる
妊娠中の思い出や記録を、パパやおじいちゃん・おばあちゃんにも共有できます。みんなで一緒に成長を喜びましょう。

不安だらけの子育てでも
地域の育児情報があると安心！
妊娠中から必要な地域の情報がカンタンに手に入ります。

地域のお知らせが早く
お住まいの地域のイベントや、育児・生活情報が届きます。

予防接種もカンタンに管理！
画面で忘れがちな
接種予定日を自動表示
接種予定日が近づくと、事前にプッシュ通知でお知らせ！忙しい日でも予定日を忘れず安心です。

お住まいの子育て施設を
カンタン検索
お住まいの地域での施設やサービス、お母さんや赤ちゃんの成長記録を残すことができます。また、必要な施設やサービスを検索することも可能です。

⁴⁷ 子ども及びその保護者、または妊娠している人が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業。

(2) 福祉ネットワークの強化

地域福祉とは、住民や団体・事業者など、地域に存在するすべての主体の関与によって推進されるものです。身近な地域での支え合いを活発にし、地域の力を向上させていくため、福祉サービスを提供する事業所のみならず、ボランティア団体等との連携を強固にし、支援を必要とする市民が適切な支援を受けられるよう、福祉ネットワークの強化を図ります。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 地域共生社会構築連携会議の開催	子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域に暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことのできる「地域共生社会」の構築に向けて、関係者による連携会議と作業部会を開催します。	社会福祉課
② 多機関協働 ⁴⁸ 機能の整備 ★新規	複雑化、複合化した相談事例に対する各関係機関との調整機能を整備し、相談体制の強化に努めます。	全庁
③ 民生委員・児童委員との連携	福祉サービスや相談窓口の情報提供を行い、市民の相談がスムーズに関係機関へつながるよう連携体制の強化を図ります。	社会福祉課
④ 自治会との連携	住民相互で支援し合える活動を推進するため、自治会と連携して地域での支援体制の整備に努めます。	全庁

⁴⁸ 重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するものとして、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たすもの。